

議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和7年2月20日(木曜日)
開 会 午前11時25分
閉 会 午前11時44分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 10人
委員 長 高 田 真 里
副委員 長 久 保 大 憲
委 員 柏 佳 枝
// 澤 田 和 秀
// 高 原 讓
// 松 井 邦 人
// 泉 英 之
// 舎 川 智 也
// 高 道 秋 彦
// 村 石 篤
- 4 欠席委員 0人
- 5 委員外議員として出席した者
議 員 大 島 満
// 谷 口 寿 一
// 尾 上 一 彦
// 赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	高 田 まどか
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	杉 林 睦 美

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に高原委員、松井委員
を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、協議事項1番目の議会改革検討調査会の協議
結果についてであります。
このことについては、議会改革検討調査会の座長から
議長を通じて、お手元の資料1のとおり、協議結果
についての報告を受けておりますので、本委員会
に回付されました、2番目の請願・陳情人の意見陳
述の制度化について、まず、事務局から説明させま
す。

議事調査課長 〔資料1により説明〕

委員長 今ほど、事務局から説明がありましたが、請願・陳
情人の意見陳述の制度化について、本日、最終的な
結論を出したいと思います。
なお、本項目につきましては報告書にもありますよ
うに、意見の一致は見られなかったとのことであり
ます。
つきましては、この議論を受け、本項目については
現行どおりとすることとしたいと思いますが、よろ
しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、協議事項2番目、富山市議会会議規則及び富
山市議会委員会条例の一部改正についてであります。
このことについては、去る1月27日の本委員会に
おいて改正素案をお示しし、各会派での協議をお願
いしておりました。
それでは、お手元に配付の資料2に沿って、主な改
正内容となる、手続きのオンライン化等について、

オンライン委員会について、請願・陳情のオンライン化についての３つの項目に分けて協議を行いたいと思います。

まず、会議規則・委員会条例の改正のうち、手続きのオンライン化等についてであります。

改正素案のうち、会議規則第３１条第４項開票及び投票の効力、第７４条選挙規定の準用、第９５条決定の通知、第１１１条の２電子情報処理組織による通知等、第１１１条の３電磁的記録による作成等、委員会条例第６３条第２項意見を述べようとする者の申出、第６７条代理人又は文書等による意見の陳述、会議規則第８５条請願の委員会付託は標準規定に準ずるものであり、また、委員会条例第７０条携帯品は市議会会議規則に準ずるものであることから、改正素案のとおり改正することとしてはどうかと考えておりますが、皆さんの御意見をお聞かせください。

舍川委員 会議規則・委員会条例の改正について、会派としては委員長がおっしゃったように、標準規定に準じるものとさせていただきたいと思います。

澤田委員 標準規定に準じるものでお願いしたいと思います。

柏委員 標準規定に準じるものでお願いします。

村石委員 皆さんと同じ意見です。

委員長 ただいまの結論として、改正素案どおりに改正するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、会議規則・委員会条例の改正のうち、オンライン委員会に関するものについてであります。
まず、委員会条例第１０条の２委員会の開会方法の特例の規定について、全国市議会議長会では、標準

条文として、「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」とされましたが、参考条文では、それに加えて育児、介護等も含めるものとされました。

そこで、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

舎川委員 委員会条例第10条の2については、大規模災害や重大な感染症のまん延のみとさせていただきたいと思います。参考条文も分かりますが、まずはこれでスタートしたいと思います。

澤田委員 大規模災害や重大な感染症のまん延のみとし、個々の委員がその他やむを得ない事情により欠席する場合は、正副委員長もしくは委員会で判断することとしたいと思います。

柏委員 まずは、大規模災害や重大な感染症のまん延のみからのスタートを考えております。

村石委員 育児、介護等を追加するほうがいいと思っています。

委員長 ただいま各会派の御意見をお伺いしたところ、立憲民主党は育児、介護等を追加したほうがいいのではないかとということで、意見が分かれていますけれども、これについて御意見はありますか。

舎川委員 現行どおりのリアルでの委員会開催を大前提とした上で、私たちとしては、大規模災害や重大な感染症のまん延の場合のみ、オンラインで委員会を開催できることとしたいと思っています。
育児や介護が本当に大変なときは当然、委員会を欠席できますし、オンライン化してしまうと、逆に、その状況でどうしても出席しなければならないという強制的な観念が生じるのではないかと考えます。
まずは大規模災害や重大な感染症のまん延のみからスタートして、様々なことも当然あるかと思いますが、ここでも、ここで決まったからといってそれで終わりではありませんので、そのときはそのときに対応

すると。

私たちの会派では、まずはこれでやってみたらどうかと思っております。

村石委員 今の発言の意味も分かるのですが、育児、介護等の理由はめったにないケースだと思うのです。例えば、育児にしても介護にしても、家族としてその日にどうしても面倒を見なければならないことは少ないと思うのです。めったにないことなので、大規模災害や重大な感染症のまん延の場合と同じような条件ではないかと考えました。ですから、簡単にオンラインで委員会に参加してもらおうというわけではなくて、育児、介護等はめったにないことではないかということを考えていただきたいと思います。

委員長 それでは、ここで意見が一致しないので、やむを得ないのですが、採決を採って決定したいと思います。それではお諮りいたします。大規模災害や重大な感染症のまん延に限るという意見が多いので、このことについて賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。よって、そのように決定いたします。次に、委員会条例第21条第2項出席説明の要求の規定についても、全国市議会議長会では参考条文とされております。そこで、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

舎川委員 これについては、規定するということにさせていただきたいと思います。

澤田委員 認めるということをお願いします。

大規模災害や重大な感染症のまん延の場合に、当局職員だけを委員会室に集めることはどうかと思います。

柏委員 規定するということをお願いします。

村石委員 規定するという意見です。

委員長 それでは、皆さんの御意見がおそろいでありますので、改正素案どおりに改正するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、会議規則第86条第3項、第4項紹介議員の委員会出席、第110条の2協議等の場の開催方法の特例、委員会条例第43条第3項、第4項委員外議員の発言等、第44条第2項委員長の発言、第53条不在委員、第64条第3項公述人の決定、第68条第3項参考人は標準規定を準用するものであることから、改正素案のとおり改正することとしてはどうかと考えておりますが、皆さんの御意見をお聞かせください。

舎川委員 委員会条例第43条第3項、第4項委員外議員の発言等については、現行どおりとし、改正しないという意見です。あと、委員会条例第64条第3項公述人の決定についても、現行どおりとし、改正しないということで考えております。

澤田委員 同じく、委員会条例第43条第3項、第4項と第64条第3項は認めないという意見です。

村石委員 委員会条例第43条第3項、第4項と第64条第3項は認めません。

柏委員 委員会条例第43条第3項、第4項委員外議員の発

言等と、第64条第3項公述人の決定については、賛成しません。

委員長 今ほど、委員会条例第43条第3項、第4項委員外議員の発言等と、第64条第3項公述人の決定以外については、改正素案どおり改正するということで、皆さんの御意見が同じだったと思うのですけれども、そのように決定してよろしいでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、請願・陳情のオンライン化についてであります。

澤田委員 現在は議長が全ての陳情を精査し審査するのかどうかを判断していますが、陳情は今後、オンラインで全国から多数提出されることが予想され、判断基準や審査対象として取り扱わなかった理由について説明責任が生じるなど、議会運営に支障を来すおそれがあります。
陳情は全て議員に配付、転送することで、会派や議員が一般質問や委員会で質疑をしたり、紹介議員となり請願を提出してもらったりすることができますし、意見書提出要請であれば、議員提出議案で提示することで十分であると考えています。
任期内で決定できないようであれば、改選後に継続審議としていただきたいと思います。

委員長 ただいま澤田委員より御発言がありましたことについて、何か御意見はありませんか。

舍川委員 オンライン化の議論でしたが、自由民主党からの御提案で、請願・陳情の現状については議長にちょっと負担がかかることもあるし、議長判断を求められる場合があると。そしてそれに準じて事務局のほうにも様々な負担が生じるということで、その辺のことを改めて議論したらどうかと思います。

ここでオンライン化を決めてしまうと、それに伴って様々な弊害が出てきますので、まずは来期に向けてその在り方を決めて、それから問題をどうするのか議論していけたらと思います。

当然、オンラインではなくても請願・陳情は提出できますし、制度が止まってしまうわけではございませんので、改めて在り方について論じた上で、オンライン化について進めていけばいいかと思います。拙速に進める必要はないということで、自由民主党からの提案に賛成したいと思います。

委員長

ほかに御意見はないでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長

今ほど自由民主党から御提案がありましたが、請願については現状どおりとし、オンライン化については時間をかけて改選後に継続して協議していったらどうかと。また、陳情についてはその取扱いについて改選後に継続して協議していったらどうかということでした。

富山市議会自由民主党からも賛同をいただいておりますが、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、本日の協議で決定した富山市議会会議規則及び富山市議会委員会条例の一部改正箇所について、事務局に整理させ、２月２７日に開催が予定されております各派代表者会議においてお示ししたのち、次回２月２８日の本委員会において御報告したいと思います。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 7 年 3 月定例会
(令和 7 年 2 月 2 0 日)
議会運営委員会記録署名

委員長 高 田 真 里

署名委員 高 原 ゆずる

署名委員 松 井 邦 人